



栃木県公報

平成30(2018)年
6月19日(火)
第2996号

目次

告 示

○当せん金付証券の発売	529
○公印の廃止	533
○予定保安林	533
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定	534
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービスの事業の廃止	535
○特定計量器の定期検査の実施	535
○土地改良区設立の認可	537
○土地改良区定款変更の認可	538
○土地改良区の土地改良事業計画変更に対する適当決定及び公告縦覧	538

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出に係る意見の概要	538
○大規模小売店舗の変更の届出に係る県の意見の概要	538
○土地改良区役員の退就任	539
○公共測量の終了	540
○開発行為の工事完了	540

選挙管理委員会

○選挙権を有する者の3分の1及び50分の1の数等の告示	541
-----------------------------	-----

労働委員会

○あっせん員候補者の委嘱	541
--------------	-----

調達等公告

○入札公告(特定調達公告)	543
○同	544

告 示

栃木県告示第329号

当せん金付証券を次のとおり発売するので、当せん金付証券法(昭和23年法律第144号)第7条第1項の規定により告示する。

平成30(2018)年6月19日

栃木県知事 福田 富一

I

- 1 名称
第400回地域医療等振興自治宝くじ
- 2 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行
東京都千代田区大手町1丁目5番5号
- 3 発売の数及び総額

	1,000万枚	10億円	
4	証票金額		
	1枚	100円	
5	証票型式		
	開封式		
6	発売期間		
	平成30 (2018) 年 7 月 18 日 (水) から同月 31 日 (火) まで		
7	抽せん期日		
	平成30 (2018) 年 8 月 2 日 (木)		
8	当せん金品の支払又は交付の開始期日		
	平成30 (2018) 年 8 月 7 日 (火)		
9	当せん金品の金額又は種類及び当せんの数		
	等	級	当せん金
			当せん本数
	1	等	1,000万円
			3本
	1等	の前後賞	250万円
			6本
	1等	の組違い賞	10万円
			297本
	2	等	10万円
			100本
	3	等	3万円
			1,000本
	4	等	5,000円
			20,000本
	5	等	1,000円
			100,000本
	6	等	100円
			1,000,000本
	計		1,121,406本

10 その他

- (1) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金品を受領することができない。
- (2) 証票は、転売することができない。

II

1	名称		
	第401回地域医療等振興自治宝くじ		
2	受託銀行等の名称及び所在地		
	株式会社みずほ銀行		
	東京都千代田区大手町1丁目5番5号		
3	発売の数及び総額		
	1,000万枚	20億円	
4	証票金額		
	1枚	200円	
5	証票型式		
	被封式 (スクラッチ)		
6	発売期間		
	平成30 (2018) 年 8 月 1 日 (水) から同月 14 日 (火) まで		
7	当せん金品の支払又は交付の開始期日		
	平成30 (2018) 年 8 月 1 日 (水)		
8	当せん金品の金額又は種類及び当せんの数		
	等	級	当せん金
			当せん本数
	1	等	1,000万円
			20本
	2	等	100万円
			100本
	3	等	5万円
			2,000本

4	等	1万円	10,000本
5	等	1,000円	200,000本
6	等	200円	1,000,000本
	計		1,212,120本

9 その他

- (1) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金品を受領することができない。
- (2) 証票は、転売することができない。

Ⅲ

1 名称

第402回地域医療等振興自治宝くじ

2 受託銀行等の名称及び所在地

株式会社みずほ銀行

東京都千代田区大手町1丁目5番5号

3 発売の数及び総額

1,000万枚 20億円

4 証票金額

1枚 200円

5 証票型式

開封式

6 発売期間

平成30(2018)年8月4日(土)から同月21日(火)まで

7 抽せん期日

平成30(2018)年8月23日(木)

8 当せん金品の支払又は交付の開始期日

平成30(2018)年8月28日(火)

9 当せん金品の金額又は種類及び当せんの数

等	級	当せん金	当せん本数
1	等	3,000万円	2本
	1等の前後賞	1,000万円	4本
	1等の組違い賞	10万円	198本
2	等	50万円	200本
3	等	5万円	2,000本
4	等	1万円	20,000本
5	等	1,000円	200,000本
6	等	200円	1,000,000本
	計		1,222,404本

10 その他

- (1) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金品を受領することができない。
- (2) 証票は、転売することができない。

Ⅳ

1 名称

第403回地域医療等振興自治宝くじ

2 受託銀行等の名称及び所在地

株式会社みずほ銀行

東京都千代田区大手町1丁目5番5号

- 3 発売の数及び総額
1,250万枚 25億円
- 4 証票金額
1枚 200円
- 5 証票型式
被封式 (スクラッチ)
- 6 発売期間
平成30 (2018) 年10月3日 (水) から同月16日 (火) まで
- 7 当せん金品の支払又は交付の開始期日
平成30 (2018) 年10月3日 (水)
- 8 当せん金品の金額又は種類及び当せんの数

等	級	当せん金	当せん本数
1	等	500万円	25本
2	等	10万円	250本
3	等	5万円	4,500本
4	等	5,000円	50,000本
5	等	1,000円	250,000本
6	等	200円	1,250,000本
計			1,554,775本

9 その他

- (1) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金品を受領することができない。
- (2) 証票は、転売することができない。

V

- 1 名称
第404回地域医療等振興自治宝くじ
- 2 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行
東京都千代田区大手町1丁目5番5号
- 3 発売の数及び総額
1,500万枚 30億円
- 4 証票金額
1枚 200円
- 5 証票型式
開封式
- 6 発売期間
平成30 (2018) 年11月7日 (水) から同月20日 (火) まで
- 7 抽せん期日
平成30 (2018) 年11月22日 (木)
- 8 当せん金品の支払又は交付の開始期日
平成30 (2018) 年11月27日 (火)
- 9 当せん金品の金額又は種類及び当せんの数

等	級	当せん金	当せん本数
1	等	3,000万円	2本
1等	の前後賞	1,000万円	4本
1等	の組違い賞	10万円	298本
2	等	30万円	300本

3	等	10万円	3,000本
4	等	1,000円	300,000本
5	等	200円	1,500,000本
特別賞(仮称)		1万円	30,000本
計			1,833,604本

10 その他

- (1) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金品を受領することができない。
- (2) 証票は、転売することができない。

(財政課)

栃木県告示第330号

次の公印を廃止したので、栃木県公印規程(昭和49年栃木県訓令第15号)第12条の規定により告示する。

平成30(2018)年6月19日

栃木県知事 福田 富一

名称	寸法 (ミリメートル)	書体	用途	廃止期日	廃止理由
栃木県宇都宮県税事務所 長印	方20	てん書	一般文書用	平成30(2018)年 3月31日	摩耗のため

(文書学事課)

栃木県告示第331号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成30(2018)年6月19日

栃木県知事 福田 富一

I

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿沼市中粟野字興所999-1、1951、1952、字与ノ作1948-2、1949、1950
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字興所999-1・字与ノ作1948-2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。) 所在の森林
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

II

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿沼市花岡町字半沢428、431、434、字火打沢429-1

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

Ⅲ

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿沼市加園字小沢3333、3334、3335-1、字坂口3336
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小沢3334・3335-1 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。) 所在の森林
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第332号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

平成30 (2018) 年 6 月 19 日

栃木県知事 福 田 富 一

事業所番号	事業所		事業者		指定の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0910200724	こむぎ子	足利市福居町542	社会福祉法人豊岡福祉会	足利市福居町334-1	平成30(2018)年6月1日	就労継続支援B型
0910500297	ハートフルふきあげひよしの杜事業所	鹿沼市日吉町328	特定非営利活動法人ハートフルふきあげ	栃木市都賀町富張255-1	平成30(2018)年6月1日	就労継続支援B型
0910600378	おうらん	日光市鬼怒川温泉滝410	一般社団法人ガーネッシュ	東京都荒川区東日暮里3-40-12	平成30(2018)年	就労継続支援A型

				1Fフリージア	6月1日	
0910800549	ケアねっと小山	小山市花垣町1-1-33	株式会社チャレンジドジャパン	宮城県仙台市青葉区本町2-3-10仙台本町ビル2階	平成30(2018)年6月1日	居宅介護
0910900174	S Bワークス真岡	真岡市高勢町1-171	株式会社サシノベルテ	茨城県桜川市真壁町飯塚1006-2	平成30(2018)年6月1日	就労移行支援
0912100112	就労定着支援事業所ここわ	上三川町大字上蒲生2186-1	有限会社芯和	上三川町大字上蒲生2186-1	平成30(2018)年6月1日	就労定着支援
0912700309	みさと	益子町大沢2800-5	社会福祉法人益子のぞみの里福祉会	益子町大沢2800-5	平成30(2018)年6月1日	自立生活援助
0912500188	総合相談支援事業所ケアサプライ	那須町漆塚762-102	特定非営利活動法人ヘルプとサポート22	那須町漆塚762-102	平成30(2018)年6月1日	自立生活援助

栃木県告示第333号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

平成30(2018)年6月19日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		廃止の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0910500099	鹿沼愛隣福祉センター	鹿沼市茂呂2525-3	社会福祉法人東京愛隣会	鹿沼市茂呂2525-3	平成30(2018)年5月31日	就労移行支援
0910800093	ケアねっと小山	小山市花垣町1-1-13ウイングIV東	株式会社ケアネットサービス	宇都宮市下荒針町3581-17	平成30(2018)年5月31日	居宅介護

(障害福祉課)

栃木県告示第334号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により次のとおり特定計量器の定期検査を行うので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成30(2018)年6月19日

栃木県知事 福田 富一

- 計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に掲げる特定計量器の定期検査（2の定期検査を除く。）

区 域	期 日		場 所
	年 月 日	時 間	
那須塩原市	平成30 (2018) 年 9 月 4 日 (火)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	那須塩原市あたご町2-3 那須塩原市役所西那須野支所
	平成30 (2018) 年 9 月 5 日 (水)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	平成30 (2018) 年 9 月 6 日 (木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	平成30 (2018) 年 9 月 7 日 (金)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	那須塩原市共壘社108-2 那須塩原市役所本庁舎
	平成30 (2018) 年 9 月 10 日 (月)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	平成30 (2018) 年 9 月 11 日 (火)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	平成30 (2018) 年 9 月 12 日 (水)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後2時30分まで	
	平成30 (2018) 年 9 月 13 日 (木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	那須塩原市関谷1266-4 那須塩原市ハロープラザ
矢 板 市	平成30 (2018) 年 9 月 14 日 (金)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	矢板市片岡2098-3 矢板市片岡公民館コミュニティホール
	平成30 (2018) 年 9 月 18 日 (火)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	矢板市矢板106-2 矢板市生涯学習館
	平成30 (2018) 年 9 月 19 日 (水)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	平成30 (2018) 年 9 月 20 日 (木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	矢板市泉428 矢板市泉公民館
那珂川町	平成30 (2018) 年 9 月 21 日 (金)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	那珂川町馬頭67-1 那珂川町総合体育館
	平成30 (2018) 年 9 月 25 日 (火)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	平成30 (2018) 年 9 月 26 日 (水)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	那珂川町小川1065 那珂川町小川総合福祉センター
那須烏山市	平成30 (2018) 年 9 月 27 日 (木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	那須烏山市中央2-13-12 那須烏山市烏山体育館
	平成30 (2018) 年 9 月 28 日 (金)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	平成30 (2018) 年 10 月 2 日 (火)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	那須烏山市岩子6-1 那須烏山市南那須公民館
	平成30 (2018) 年 10 月 3 日 (水)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	大田原市湯津上5-1081 大田原市役所湯津上支所

大田原市	平成30（2018）年10月4日（木）	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	大田原市黒羽田町636-1 黒羽田町公園（たまち蔵屋敷）
	平成30（2018）年10月5日（金）	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	大田原市美原1-1-4 大田原市勤労青少年ホーム
	平成30（2018）年10月9日（火）	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	
	平成30（2018）年10月10日（水）	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	
	平成30（2018）年10月11日（木）	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	
那須町	平成30（2018）年10月12日（金）	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後2時30分まで	那須町湯本199-14 那須町高原公民館
	平成30（2018）年10月15日（月）	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	那須町寺子乙2566-1 那須町ゆめプラザ・那須
	平成30（2018）年10月16日（火）	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	
那須塩原市 矢板市 那珂川町 那須烏山市 大田原市 那須町	各区域の期日の初日から平成30（2018）年12月21日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	宇都宮市ゆいの杜1-5-64 栃木県計量検定所

2 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により特定計量器の所在の場所で行う定期検査

計量法施行令第10条第1項第1号に掲げる特定計量器の定期検査

区 域	期 日
那須塩原市、矢板市	平成30（2018）年9月25日（火）から同年12月21日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
那須烏山市、那珂川町	平成30（2018）年10月9日（火）から同年12月21日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
大田原市、那須町	平成30（2018）年10月22日（月）から同年12月21日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

（産業政策課）

栃木県告示第335号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、次の土地改良区の設立を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30（2018）年6月19日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
引田土地改良区	平成30（2018）年6月11日
笹原田土地改良区	平成30（2018）年6月11日

栃木県告示第336号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30 (2018) 年 6 月 19 日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
西鬼怒川土地改良区	平成30 (2018) 年 6 月 7 日

栃木県告示第337号

次の土地改良区から申請のあった土地改良事業計画の変更に関し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査を行った結果適当と決定したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

平成30 (2018) 年 6 月 19 日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	事 業 名	縦 覧 期 間	異 議 申 出 期 限	所 轄 農 業 振 興 事 務 所
西沢土地改良区	西沢地区土地改良 (維持管理) 事業	平成30 (2018) 年 6 月 20日から同年 7 月 18 日 まで	平成30 (2018) 年 8 月 2 日	上都賀農業振興事務所

(農地整備課)

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出に係る意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第3項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出についての同条第1項の規定による意見の概要を次のとおり公告し、当該意見を平成30 (2018) 年 7 月 19 日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

平成30 (2018) 年 6 月 19 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
トライウエル益子店
芳賀郡益子町大字益子字栗崎2795番 1 他 4 筆
- 2 法第8条第1項の規定による意見の概要

市 町 村 名	意 見 の 概 要
益 子 町	意 見 な し

○大規模小売店舗の変更の届出に係る県の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第4項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出に係る意見について通知したので、概要を次のとおり公告し、当該意見を平成30 (2018) 年 7 月 19 日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

平成30 (2018) 年 6 月 19 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 トライウエル益子店
 芳賀郡益子町大字益子字栗崎2795番1他4筆
- 2 法第8条第4項の規定による意見の概要
 意見なし

(経営支援課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成30（2018）年6月19日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
石 関 土地改良区	理 事	関 谷 博		矢板市石関915-2	平 成 30 (2018) . 3 . 31	
	〃	大 塩 久 勝	大 塩 久 勝	〃 〃 752	〃	平 成 30 (2018) . 4 . 1
	〃	笹 沼 貞 美	笹 沼 貞 美	〃 〃 660-1	〃	〃
	〃	岡 崎 忠	岡 崎 忠	〃 〃 1352-2	〃	〃
	〃	大 氣 貞 男	大 氣 貞 男	〃 〃 394-3	〃	〃
	〃	笹 沼 新 市	笹 沼 新 市	〃 〃 658-2	〃	〃
	〃	分 田 勝 俊	分 田 勝 俊	〃 〃 237-4	〃	〃
	〃	鈴 木 勝	鈴 木 勝	〃 〃 85	〃	〃
	〃	笹 沼 雅 一	笹 沼 雅 一	〃 〃 569	〃	〃
	〃	笹 沼 和 夫	笹 沼 和 夫	〃 〃 613	〃	〃
	〃	神 山 住 雄	神 山 住 雄	〃 〃 663-2	〃	〃
	〃	福 田 佳 幸	福 田 佳 幸	〃 〃 1235	〃	〃
	〃		植 木 清 一	〃 〃 362		〃
	監 事	植 木 清 一		〃 〃 362	平 成 30 (2018) . 3 . 31	
	〃	関 谷 孝 一	関 谷 孝 一	〃 〃 219-1	〃	平 成 30 (2018) . 4 . 1
	〃	大 氣 勝 正	大 氣 勝 正	〃 〃 349	〃	〃
〃		関 谷 博	〃 〃 915-2		〃	

(農地整備課)

○公共測量の終了

平成29 (2017) 年 5 月 26 日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、宇都宮市長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により次のとおり公示する。

平成30 (2018) 年 6 月 19 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量 (基準点測量)
- 2 作業地域
宇都宮市平松本町、東峰町
- 3 作業期間
平成29 (2017) 年 3 月 16 日から平成30 (2018) 年 3 月 30 日まで

(監理課)

○開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第 2 項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成30 (2018) 年 6 月 19 日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
芳賀郡茂木町大字茂木字番ノ前1368番、1369番の一部、1370番の一部、1392番2の一部、1393番1、1393番6、1394番1、1394番2の一部、1395番1、1398番1、1398番2、1398番3、1399番2、1398番2地先、1394番1地先	福岡県福岡市東区多の津1丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー
芳賀郡芳賀町大字稲毛田字下久根東2016番25	宇都宮市ゆいの杜7丁目11番12号 ヴィラーチェ S310号	富士井 慶美 富士井 芳美
下野市柴字本郷1050番1、1050番6	下野市駅東五丁目12番24号フローレンス106	鈴木 忍子 鈴木 智子
下野市薬師寺字舟寄2002番2	下野市文教一丁目2番地5エスペラル102	岡本 絵美 岡本 尚志
下都賀郡壬生町大字壬生甲字柵外1456番1、1456番3、1458番1、1458番2、1458番3、1458番5、1460番4、字通町1454番1	宇都宮市西刑部町2539番地21	T O G O コンサルティング株式会社
下都賀郡壬生町中央町332番4の一部 (開発行為に関する工事) 下都賀郡壬生町中央町332番4地先	宇都宮市大通り4丁目3番18号	グランディハウス株式会社
下都賀郡壬生町大字壬生丁字六美113番29、113番93	下都賀郡壬生町大字壬生丁103番地19	橋本 実季 橋本 敦俊
下都賀郡野木町大字川田字南坪369番7	下都賀郡野木町大字川田369番地2	三田 沙織 三田 雄介

(都市計画課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第21号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1、当該総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、当該総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び3分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

平成30(2018)年6月19日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

- 1 県の議会の議員及び知事選挙権を有する者の総数の50分の1の数
32,923人
- 2 県の議会の議員及び知事選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
305,766人
- 3 県の議会の議員の宇都宮市・上三川町選挙区における選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
142,421人
- 4 県の議会の議員の各選挙区(宇都宮市・上三川町選挙区を除く。)における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

足利市選挙区	41,690人
栃木市選挙区	45,028人
佐野市選挙区	33,373人
鹿沼市選挙区	27,538人
日光市選挙区	24,069人
小山市・野木町選挙区	52,286人
真岡市選挙区	21,560人
大田原市選挙区	20,022人
矢板市選挙区	9,359人
那須塩原市・那須町選挙区	39,841人
さくら市・塩谷郡選挙区	23,762人
那須烏山市・那珂川町選挙区	12,726人
下野市選挙区	16,680人
芳賀郡選挙区	18,248人
壬生町選挙区	11,022人

労働委員会

栃木県労働委員会告示第2号

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第10条の規定により、次の者をあっせん員候補者として委嘱したので、労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第4条及び労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条第1項の規定により公示する。

平成30(2018)年6月19日

栃木県労働委員会会長 白 井 裕 己

氏	名	職	業	関	歴	委 嘱

三浦 義和	栃木県労働委員会委員 (公益委員)	栃木県環境森林部長	平成 25 (2013). 7.22
白井 裕己	弁護士 栃木県労働委員会委員 (公益委員)	栃木県弁護士会会長	平成 11 (1999). 7.14
堀 真由美	中央大学教授 栃木県労働委員会委員 (公益委員)	白鷗大学教授 (大学院経営学研究科)	平成 30 (2018). 6.7
橋本 賢二郎	弁護士 栃木県労働委員会委員 (公益委員)	日本弁護士連合会副会長	平成 28 (2016). 11.2
杉田 明子	弁護士 栃木県労働委員会委員 (公益委員)	栃木県弁護士会副会長	平成 27 (2015). 7.24
小松 清	情報産業労働組合連合会栃木県協議会特別 幹事 栃木県労働委員会委員 (労働者委員)	栃木県労働者福祉協議会事務局長	平成 27 (2015). 7.24
石崎 茂雄	自治労全国一般栃木地方労働組合特別執行 委員 栃木県労働委員会委員 (労働者委員)	自治労全国一般栃木地方労働組合 専従役員	平成 23 (2011). 7.21
桂 恵子	日本労働組合総連合会栃木県連合会副事務 局長 栃木県労働委員会委員 (労働者委員)	電機連合栃木地方協議会特別副議 長	平成 29 (2017). 7.25
鈴木 正	日本労働組合総連合会栃木県連合会副会長 栃木県労働委員会委員 (労働者委員)	J A M北関東副書記長	平成 29 (2017). 7.25
吉成 剛	日本労働組合総連合会栃木県連合会事務局 長 栃木県労働委員会委員 (労働者委員)	自動車総連栃木地方協議会議長	平成 27 (2015). 7.24
片柳 明子	株式会社ベル三幸代表取締役 栃木県労働委員会委員 (使用者委員)	株式会社ベル三幸取締役	平成 17 (2005). 7.19
石塚 洋史	一般社団法人栃木県経営者協会専務理事 栃木県労働委員会委員 (使用者委員)	株式会社足利銀行矢板支店長兼塩 谷支店長	平成 17 (2005). 7.19
川上 裕	藤井産業株式会社専務取締役 栃木県労働委員会委員 (使用者委員)	藤井産業株式会社常務取締役	平成 27 (2015). 2.5
早乙女 章	株式会社北関東警送サービス常務取締役 栃木県労働委員会委員 (使用者委員)	株式会社北関東警送サービス取締 役	平成 29 (2017). 7.25
豊田 弘	栃木カネカ株式会社顧問 栃木県労働委員会委員 (使用者委員)	栃木カネカ株式会社執行役員	平成 25 (2013). 7.22

北村 直也	栃木県労働委員会事務局長	栃木県県土整備部次長兼監理課長	平成29 (2017). 4.6
平野 裕	栃木県労働委員会事務局審査調整課長	栃木県教育委員会事務局文化財課長	平成30 (2018). 4.5
神長 勇	栃木県労働委員会事務局審査調整課長補佐 (総括)(審査調整担当)	栃木県県土整備部道路保全課長補佐 (道路管理担当)	平成29 (2017). 4.6

調 達 等 公 告

○入札公告(特定調達公告)

次のとおり一般競争入札に付する。

平成30(2018)年6月19日

栃木県知事 福 田 富 一

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
除雪トラック 1台
- (2) 購入物品等の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成31(2019)年3月25日
- (4) 納入場所 日光土木事務所(日光市萩垣面2390-7)

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、以下に掲げる入札参加資格を有するものと決定された者であること。
大分類・機械器具、車両類 小分類・車両
- (3) 平成30(2018)年7月30日から同年8月3日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 購入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されているものであること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県会計局会計管理課 契約指導・調達室 電話028-623-2091
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
平成30(2018)年6月19日から同年7月25日までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで、(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成30(2018)年7月30日午前11時までに、(1)の場所に持参又は郵送により提出すること。(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)
イ 開札の日時及び場所 平成30(2018)年8月3日 午前10時 栃木県会計局会計管理課入札室(栃木県庁東館3階・入札室1)
- (4) 入札方法 1の(1)の件名で総価で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額

(当該金額に 1 円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) その他

入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法 平成30 (2018) 年 6 月 19 日から同年 7 月 25 日までの日 (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) の午前 9 時から午後 4 時までに(1)の場所に持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)

イ 確認結果の通知 平成30 (2018) 年 7 月 27 日までに郵送する。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に会計管理課で交付する除雪トラック仕様書に基づき作成した納入物品仕様書を添付して、入札書の受領期限までに 3 の(1)の場所に提出しなければならない。

(4) 審査

ア 技術審査 栃木県県土整備部道路保全課長が、入札者の作成した納入物品仕様書をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した納入物品仕様書を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。

イ 技術審査基準 納入物品仕様書が、会計管理課で交付する除雪トラック仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。

(5) 入札の無効 2 の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則 (平成 7 年栃木県規則第 12 号) 第 156 条第 3 号から第 7 号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法 (4) の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則第 154 条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書の作成の要否 要

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Snow removal truck 1 units

(2) Time and Date of bidding:

11:00 a.m., July 30, 2018

(3) Information is available at:

Contract Administration and Procurement Office,

Management and Accounting Division,

Accounting Bureau,

Tochigi Prefecture

1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501

TEL 028-623-2091

○入札公告 (特定調達公告)

次のとおり一般競争入札に付する。

平成30 (2018) 年 6 月 19 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
多目的作業車 1台
 - (2) 購入物品等の特質等 入札説明書による。
 - (3) 納入期限 平成31（2019）年1月31日
 - (4) 納入場所 大田原土木事務所（大田原市紫塚2-2564-1）
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、以下に掲げる入札参加資格を有するものと決定された者であること。
大分類・機械器具、車両類 小分類・車両
 - (3) 平成30（2018）年7月30日から同年8月3日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22（2010）年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
 - (4) 購入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されているものであること。
- 3 入札の手続等
- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号
栃木県会計局会計管理課 契約指導・調達室 電話028-623-2091
 - (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
平成30（2018）年6月19日から同年7月25日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで、(1)の場所において交付する。
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成30（2018）年7月30日午前11時までに、(1)の場所に持参又は郵送により提出すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）
イ 開札の日時及び場所 平成30（2018）年8月3日 午前11時 栃木県会計局会計管理課入札室（栃木県庁東館3階・入札室1）
 - (4) 入札方法 1の(1)の件名で総価で入札に付する。
 - (5) 入札書の記載方法等
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (6) その他
入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法 平成30（2018）年6月19日から同年7月25日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時までに(1)の場所に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）
イ 確認結果の通知 平成30（2018）年7月27日までに郵送する。
- 4 その他
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
 - (3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に会計管理課で交付する多目的作業車仕様書に基づき作成した納入物品仕様書を添付して、入札書の受領期限までに3の(1)の場所に提出しなければならない。
 - (4) 審査
ア 技術審査 栃木県県土整備部道路保全課長が、入札者の作成した納入物品仕様書をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した納入物品仕様書を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象

とする。

イ 技術審査基準 納入物品仕様書が、会計管理課で交付する多目的作業車仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。

(5) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法 (4)の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書の作成の要否 要

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Multipurpose work vehicle 1 units

(2) Time and Date of bidding:

11:00 a.m., July 30, 2018

(3) Information is available at:

Contract Administration and Procurement Office,

Management and Accounting Division,

Accounting Bureau,

Tochigi Prefecture

1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501

TEL 028-623-2091

(会計局会計管理課)